

令和6年度 町民税・県民税兼国民健康保険税 申告書

(令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得)
※期限内の申告をお願いします。

届出人
本人確認
マイナンバーカード
その他
運転免許証

現住所
フリガナ
氏名
個人番号

1月1日現在の住所
生年月日
電話番号
宛名番号

南風原町長 殿
年 月 日 提出

代理申告の委任を受けた者
住所
氏名
続柄
電話

1 収入がなかった人の記入欄 (該当箇所を☑チェック)

下記の人から扶養または援助を受けていた
住所
氏名
続柄

遺族年金
 障害年金
 生活保護を受給していた

その他

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 社会保険の種類	支払った保険料の額
国民健康保険・後期高齢者医療保険	円
国民年金	円
介護保険	円
⑫ 合計	円
新生命保険料の計	旧生命保険料の計
円	円
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
円	円
介護医療保険料の計	円
円	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
円	円

⑬ 寡婦ひとり親 寡婦 (死別・離別・その他) ・ひとり親
合計所得75万円以下でそのうち給与所得以外の所得が10万円以下 (学校名)

⑭ 勤労学生 (要証明書)

⑮ 障害者 (要証明書) 身体・精神・療育・他 級(度) その他 ()

⑯ 配偶者控除 (要証明書)

配偶者氏名	生年月日	同居/別居	障害者	配偶者の所得
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	円
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	円
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	円
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	円
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	円

⑳ 扶養親族

氏名	生年月日	同居/別居	障害者	該当事項
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 特障
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 特障
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 特障
氏名	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 特障

㉑ 雑損控除 (証明書添付)

損害の原因	損害の年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	円	円

㉒ 医療費控除 (証明書添付)

支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	総所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない金額
円	円	円

㉓ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の町民税・県民税の納税方法

給与から差し引き (特別徴収) 自分で納付 (普通徴収)

2 収入金額等 (A)

事業等
営業
農業
不動産
配当
給与
雑業
その他
短期
長期
一時

3 所得金額

事業等
① 営業
② 農業
③ 不動産
④ 配当
⑤ 給与
⑥ 雑業
⑦ その他
⑧ 合計
⑨ 総合譲渡一時
⑩ 合計

5 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 ⑫
小規模企業共済等掛金控除 ⑬
生命保険料控除 ⑭
地震保険料控除 ⑮
寡婦・ひとり親控除 ⑯ 0,000
勤労学生・障害者控除 ⑰ ⑱
配偶者(特別)控除 ⑲ 0,000
扶養控除 ⑳ 0,000
基礎控除 ㉑ 0,000
⑳から㉒までの計 ㉒
雑損控除 ㉓
医療費控除 ㉔
合計 ㉕

7 事業(営業・農業等)所得に関する事項(1月1日～12月31日まで)

所在地	帳簿記帳	有・無		
名称	領収書確認	有・無		
業種名	科目	金額(円)	科目	金額(円)
収入金額	売上(収入)金額	ア	給与・賃金	
		イ	外注工賃	
	家事消費	ウ	地代・家賃	
	その他の収入	エ	減価償却費	
	小計(ア+イ+ウ+エ)	A	租税公課	
	期首商品棚卸高	オ	水道光熱費	
	仕入金額・原価	カ	旅費交通費	
	小計(オ+カ)	キ	通信費	
	期末商品棚卸高	ク	修繕費	
	差引原価(キ-ク)	ケ	消耗品費	
売上原価	種苗費		雑費	
	肥料・飼料費		経費計	コ
	農具費			
	農薬衛生費			
	委託料			
	資材			
	総経費(ケ+コ)	B		
	専従者控除額	C		
	所得金額(A-B-C)		①②	

8 不動産所得のある人

収支計算書(令和5年1月1日～令和5年12月31日まで)

種類	件数	月額	月数	年額	必要経費
家賃					給料・賃金
地代					減価償却費
駐車場					地代
権利金					借入金利子
更新料					租税公課
					損害保険料
					修繕費
不動産収入の合計					A
物件の名称					
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等					
					総経費 B
					専従者控除額 C
					所得金額(A-B-C) ③

9 給与証明欄(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から月別の収入を証明してもらって下さい。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

月	日給	日数	月額	月	日給	日数	月額
1	円		円	9	円		円
2				10			
3				11			
4				12			
5	賞与等						
6	合計 A						
7	社会保険料						
8							

法人番号又は所在地
代表者
事業所名
電話番号

雇用主から証明がもらえない(自己記入)場合の署名欄
上記のとおり、正に収入があったことを申告します。
氏名

※給料・賃金の内訳

従業員住所	従業員氏名	生年月日	支払額
円			
個人番号			
円			
個人番号			
円			
個人番号			
円			
個人番号			

※地代・家賃の内訳

賃借物件	支払先住所	支払先名	支払金額
円			
地代			
家賃			
円			
地代			
家賃			

※減価償却費の内訳

資産の種類	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	償却率	償却額
						/12
						/12
						/12

償却費(定額法)
平成19年3月31日以前に取得の場合(旧定額法)
(取得価格×0.9)×(耐用年数に基づく償却率)、初年度は月割り
平成19年4月1日以後に取得の場合(償却率も変更あり)(定額法)
取得金額×耐用年数に基づく償却率、初年度は月割り

※専従者控除の内訳

従業者氏名	続柄	生年月日	従事月数	控除額
円				
個人番号				
円				
個人番号				

※専従者控除については、下記の①と②のいずれか少ない金額
①配偶者860,000円(その他500,000円)
②事業所得+不動産所得+山林所得
事業専従者の人数+1

10 雑所得(公的年金等以外)のある人

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
円			
円			

11 寄附金に関する事項(証明書添付)

都道府県、市区町村分	円
所在地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県 市区町村

「都道府県、市区町村分」、「所在地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入して下さい。
「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、所在地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入して下さい。

※裏面へ

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族		国外居住
氏名	住所	
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
個人番号		
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
個人番号		

特定扶養：H13.1.2～H17.1.1生
 老人扶養：S29.1.1以前生
 16歳未満(年少)：H20.1.2以降生

障害者控除(手帳持参)
 ・特別障害：身体1級・2級、精神1級、療育A1、A2
 ・普通障害：上記特別障害に該当しない等級

13 譲渡・一時所得のある人

	収入金額 a	必要経費 b	特別控除 c	所得金額(a-b-c)
譲渡 短期				㉗
譲渡 長期				㉘
一時				㉙
	㉗ + {(㉘ + ㉙) × 1/2}			㉚

14 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	明・大・昭・平・令 年 月 日	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
個人番号					

給与収入「区分」の□には、「所得金額調整控除」の(1)に該当する場合は「1」を、(2)に該当する場合は「2」を、(1)と(2)の両方に該当する場合は「3」を記入します。

●医療費控除について

医療費控除とは令和5年の1月1日から12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に受けられる控除です。

医療費控除の申告は、所得税や住民税(町民税・県民税)の税額を軽減するためのものであり、支払った医療費が還付されるわけではありません。また、所得税や住民税が課税されていない方および住民税が均等割のみの方は、医療費控除を申告しても、税額に影響はありませんので、医療費控除の申告は不要です。

医療費控除やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるには、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務化されています。

※領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

医療費控除についての詳しい内容や明細書の様式は

国税庁ホームページからご覧ください。

(右のQRコードから、該当ページにアクセスできます。)

明細書の様式は
こちらから



医療費控除についての
詳細はこちらから



国税庁 医療費を支払ったとき 検索

申告書の書き方

令和5年中に収入があった方

あなたの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入や控除内容について、以下の項目ごとに記入して下さい。

- 所得金額の欄
 - 営業等所得……………卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得がある場合に記入します。→7
 - 農業所得……………農作物・果樹・蚕産・農家が経営する家畜・酪農などの生産所得がある場合に記入します。→7
 - 不動産所得……………地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶や航空機などの貸付による所得がある場合に記入します。→8
 - 利子所得……………公債・社債・預金利子などがある場合に記入します。ただし、分離課税の選択分は申告不要です。
 - 配当所得……………株式や出資の配当(分離課税の選択分を含む)などがある場合に記入します。
 - 給与所得……………給与・俸給・賃金・賞与などの所得がある場合に記入します。→9
 - 雑所得……………次のいずれかに該当する所得がある場合に記入します。→10
(公的年金等)国民年金や厚生年金などの公的年金等(業務)原稿料や講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入(その他)生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など上記以外の収入
 - 一時所得……………生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞当選品、競輪競馬の払戻金などによる所得がある場合に記入します。→13
- 所得から差し引かれる金額の欄
 - 社会保険料控除……………国民健康保険税・国民年金などの支払った金額を記入します。
 - 小規模企業共済等掛金控除……………小規模企業共済法に基づく掛金の合計を記入します。
 - 生命保険料控除……………生命保険や生命共済などについて支払った保険料や掛金から契約配当金の合計を差し引いた残りの金額がある場合、控除の種類ごとに区分して記入します。
 - 地震保険料控除……………地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんするために支払った保険料を記入します。また、平成18年12月31日までに契約を締結した長期損害保険に関しては旧長期保険料控除として支払った保険料を記入します。
 - 扶養親族……………あなたと生計を一にする親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人であなたが扶養する人がいれば記入します。
※年齢16歳未満の扶養親族は、扶養控除対象外ですが、町・県民税の非課税限度額の算定等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族の方についても必ず記入してください。
 - 配偶者控除……………あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にしている配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、前年中の合計所得を記入し、配偶者控除を受けることができます。
 - 配偶者特別控除……………あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする配偶者を有する場合で、控除対象配偶者には該当しない場合でも前年の合計所得が133万円以下の場合は、前年中の合計所得を記入し、配偶者特別控除を受けることができます。
※あなたの合計所得金額に関わらず配偶者の合計所得が48万円以下(同一生計配偶者)の場合は、非課税限度額の扶養親族等の数に加算します。また、配偶者の合計所得が48万円以下(同一生計配偶者)で障がい者に該当する場合には、障がい者控除適用となります。
 - 障害者控除……………心身に障害のある人や身体に障害があり身体障害者手帳の交付を受けている人、または、常に就床し複雑な介護を要する人がいれば記入します。また、特別障害者は特に重度の障害がある人のことです。
 - ひとり親控除……………次のすべてに該当する人の場合に記入します。
(イ) 合計所得金額が500万円以下
(ロ) 生計を一にしており、かつ総所得金額等の合計額が48万円以下である子がいる
(ハ) 現に婚姻していない
※性別は問いません。
※婚姻歴の有無は問いません。(ただし、住民票に本人との続柄が「未届の夫」または「未届の妻」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。)
 - 寡婦控除……………現に婚姻していない合計所得金額が500万円以下である人のうち、次のいずれかに該当する女性
(イ) 夫と死別している
(ロ) 夫と離別して、かつ扶養親族がいる
※住民票に本人との続柄が「未届の夫」に相当する人がいる場合は、控除の対象外です。
※上記の「ひとり親控除」が適用される人には、寡婦控除は適用されません。
 - 勤労学生控除……………あなたが大学・高等学校・盲学校などの学生や生徒(夜間・通信学生を含む)で合計所得が75万円以下であり、かつ勤労に基づかない所得が10万円以下の場合に記入します。
 - 雑損控除……………災害や盗難横領により住宅や家財などに損害を受けた時に記入します。
 - 医療費控除……………あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合に(又はスイッチOTC薬控除)記入します。
 - 所得金額調整控除……………次の①若しくは②のいずれか、又は両方に該当する場合に記入します。
① あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

令和5年中に収入のなかった方 ⇒ 表 左面上 1 へ

あなたが令和5年1月1日から令和5年12月31日まで収入がなかった場合は、その理由を具体的に記入して下さい。